

グループ基本情報

▶ 企業概要

▶ グループの従業員に関する情報

▶ グループ事業

▶ グループ経営理念

▶ コーポレート・ガバナンス

▶ コンプライアンス

▶ 戦略的リスク経営（ERM）

▶ 危機管理（業務継続体制）

▶ バリューチェーン

企業概要

会社名	SOMPOホールディングス株式会社 (英文表記：Sompo Holdings, Inc.)
本店所在地	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
設立	2010年（平成22年）4月1日
事業内容	損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務
資本金	1,000億円
グループCEO 代表取締役社長 社長執行役員	櫻田 謙悟
上場証券取引所	東京証券取引所（市場第一部）
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
従業員数	557名（2018年3月31日現在）

▶ 役員一覧

▶ 組織図

▶ 沿革

主要ESGデータ

グループの従業員に関する情報

従業員数(雇用形態別)

	男性	女性	合計
正社員	21,261	27,283	48,544
臨時従業員	1,775	14,944	16,719
合計	23,036	42,227	65,263

従業員数(地域別)

	日本	アジア・中東	欧州	北米	中南米	合計
正社員	42,274	2,481	134	1,708	1,947	48,544
臨時従業員	16,643	30	0	18	28	16,719
合計	58,917	2,511	134	1,726	1,975	65,263

※ Sompo Internationalは、複数の進出国がありますが、北米に含めています。

グループ事業



▶ グループの概要

国内損害保険事業を中心に、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業等により構成されています。

▶ グループの目指す姿

『安心・安全・健康のテーマパーク』を構築します。

▶ 国内損害保険事業

多様化するリスクに対応する高品質な損害保険商品・サービスを提供しています。

▶ 国内生命保険事業

医療・がん・死亡保険や、こども保険、年金保険などライフステージに応じた保険を提供しています。

▶ 介護・ヘルスケア事業

お客さまの「安心・安全・健康」な暮らしを支える、高品質な介護・ヘルスケアサービスを幅広く提供しています。

▶ 海外保険事業

30カ国・地域、218都市をカバーするネットワークを有し、先進国から新興国までグローバルに事業を展開しています。

▶ 戦略事業

お客さまの安心・安全・健康な暮らしをひとつなぎで支えるため、保険にとどまらない幅広い事業を展開しています。

▶ グループ会社一覧

グループ経営理念

グループ経営理念

SOMPOホールディングスグループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

グループ行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
 2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
 3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
 4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。
-

目指す企業グループ像

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

コーポレート・ガバナンス

当グループは、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、企業の社会的責任を果たすことで、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考えています。

当グループでは、「コーポレート・ガバナンス方針」を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明確化し、最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。

▶ コーポレート・ガバナンスの概要

▶ コーポレート・ガバナンス体制

▶ コーポレート・ガバナンス報告書

▶ グループ・タックス・ポリシー

▶ 内部統制システム構築

▶ 社内外の監査・検査

▶ 事業オーナー制
グループ・チーフオフィサー制

コーポレート・ガバナンスの概要

コーポレート・ガバナンスの概要

2018年6月25日現在

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	櫻田 謙悟（グループCEO 代表取締役社長）
取締役人数	12名、うち4名が社外取締役
監査役人数	5名、うち3名が社外監査役
取締役会開催状況	開催回数 14回 出席率 取締役100%・監査役98.6% ※社外役員合同の事前説明会を開催し、取締役会と一体的に運営するなど、取締役会運営の実効性確保を図っています。 ※取締役および取締役会については、コーポレート・ガバナンス方針の3.に記載しています。 （2017年度実績）
監査役会開催状況	開催回数 13回 出席率 98.5% ※監査役および監査役会については、コーポレート・ガバナンス方針の4.に記載しています。 （2017年度実績）
指名委員会・報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会 ※全委員は5名（社外取締役4名、社内取締役（グループCEO）1名）で構成し、委員長（議長）は社外取締役です。 ※指名・報酬委員会については、コーポレート・ガバナンス方針の6.に記載しています。
取締役・監査役を選任	取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果をふまえ、取締役会の決議により「役員選任方針」を定め開示 ※役員選任方針は、コーポレート・ガバナンス方針の7.に記載しています。

独立役員の人数	社外取締役4名、社外監査役3名 ※すべての社外取締役および社外監査役は金融商品取引所が定める独立役員です。 ※社外役員の独立性に関する基準をコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しています。
報酬等の決定	取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果をふまえ、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定め開示 ※役員報酬決定方針は、コーポレート・ガバナンス方針の9.に記載しています。

▶ [コーポレート・ガバナンス方針](#)

コーポレート・ガバナンス方針

この方針は、SOMPOホールディングスグループ（以下、「当社グループ」と言います。）におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めるものです。

1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献することをグループ経営理念として定めています。

グループ経営理念のもと、ステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行うとともに、国内外を問わず、グループ従業員の行動基準として、グループ行動指針を定め、実践することで、企業の持続的な成長による企業価値の向上を目指した事業活動を行い、真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、企業の社会的責任を果たすことで、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会において本方針を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明確化し、最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

2.統治組織の全体像

当社は、監査役会設置会社とし、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めます。

取締役会はグループ経営の基本方針およびその根幹となる内部統制基本方針を策定し、これにより、当社およびグループ会社の透明性の高い統治体制を構築します。

業務執行体制では、グループCEOの全体統括のもと、事業オーナー制、グループ・チーフオフィサー（以下、「グループC×O」と言います。）制および執行役員制度を採用し、敏捷かつ柔軟な意思決定および業務執行ならびに権限・責任の明確化を図ります。

また、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、委員長および委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置します。

3.取締役および取締役会

(1) 取締役および取締役会の役割

取締役会は、法令で定められた責務を履行するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して、監督機能を発揮します。

取締役会は、原則毎月開催し、適正人数で迅速に意思決定を行うよう運営します。また、取締役会の開催にあたっては、その都度、社外役員合同の事前説明会を開催し、重要議題を中心に議案の説明を行います。事前説明会で出された社外役員の意見・質疑内容等を、取締役会開催前に出席役員全員で共有し、取締役会と事前説明会を一体的に運営することによって、取締役会における建設的で充実した議論および取締役会運営の実効性の確保を図ります。なお、社外役員相互および執行の最高責任者と自由な意見交換を行うため、社外取締役とグループCEOの会合等を開催します。

取締役は、これらの重要課題に関する知識の研鑽および経験の蓄積を通じて、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行していきます。

(2) 取締役の員数、構成および任期

取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案して、定款で定める15名以内とします。社外取締役は、経営者など豊富な経験および幅広い見識を有する者とし、企業法務、消費者対応、海外事業展開などの観点に社外の目を導入します。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明らかにするために、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

4.監査役および監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割

監査役は、グループベースの内部統制システムの構築・運用状況の監査等を通じて、取締役の職務遂行状況を監査するほか、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営陣に適切な助言および提言を行うように努めます。

監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査基準、監査の基本方針および監査計画を策定し、組織的に監査を実施します。

また、監査役会は予め年間のスケジュールを定めて確実な出席機会の確保に努めるとともに、資料を事前に配付するなど、十分な検討・審議が行なえる態勢の整備を図ります。

(2) 監査役の員数、構成および任期

その役割・責務を十分に果たすため、定款で定める7名以内の監査役で監査役会を組織し、会社法が定めるとおり、半数以上の社外監査役によって経営陣からの独立性を強化します。

また、本独立性と常勤の監査役による情報収集力を有機的に組み合わせ、さらには、会計監査人との連携を強化するために財務および会計に関する知見を有する監査役を加えるなど、構成員の多様性を確保することで監査の実効性を高めます。

監査役の経営陣からの独立性を確保するため、その任期は会社法が定めるとおり、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

5. 業務執行体制

当社は、グループCEOによる全体統括のもと、事業オーナー制およびグループCxO制により、敏捷かつ柔軟にグループベストの意思決定および業務遂行を行い、グループ全体の企業価値の向上を図ります。

(1) グループCEO

グループCEOは、当社グループの経営全般を統括する最高責任者として、非連続な環境変化に対し、敏捷かつ柔軟にグループ経営を行うために、各事業部門の最高責任者である事業オーナーおよびグループ全体の各機能領域の最高責任者であるグループCxOを戦略的に置き、グループの経営全般を統括します。

(2) 事業オーナー

事業部門の最高責任者として、国内損害保険事業オーナー、国内生命保険事業オーナー、介護・ヘルスケア事業オーナーおよび海外保険事業オーナーを置き、事業オーナーに事業戦略立案、投資判断および人材配置などの権限を委譲し、お客さまにより近い事業部門において、敏捷かつ迅速な意思決定および業務遂行を行います。

(3) グループCxO

グループ全体の各機能領域における最高責任者として、グループCFO（ファイナンス領域）、グループCRO（リスク管理領域）、グループCIO（IT領域）、グループCDO（デジタル領域）、グループCHRO（人事領域）、グループCSO（戦略領域）およびグループCBO（ブランド領域）を置き、各機能領域におけるグループ全体の統括を担い、敏捷かつ柔軟にグループベストの意思決定およびグループ横断での業務遂行を行います。

6.指名・報酬委員会

当社は取締役および執行役員の選任や報酬等に関して、透明性および公正性を向上させることを目的に取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置します。

(1) 委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役・執行役員の選任方針および選任基準を定め、候補者案を決定するとともに、取締役・執行役員の評価ならびに報酬体系および報酬について取締役会に勧告するほか、業務内容・規模等に応じ、子会社の取締役・執行役員の選任ならびに処遇についても関与します。

また、指名・報酬委員会は、グループCEOの個人業績評価を行い、透明性を高めることで、ガバナンスの向上を図っています。

(2) 委員会の構成

委員会は、取締役の中から選任した委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任します。また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任します。

7.役員選任方針

当社の取締役および執行役員ならびに監査役の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役および執行役員については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会がその候補者を決定します。

また、取締役会が監査役の選任に関する株主総会議案を決議する際には、取締役はあらかじめ監査役会とその候補者について協議する機会を設け、監査役会の同意を求めます。

(1) 取締役・監査役の選任方針

当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担っています。

この観点から、取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、さらに多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者・学識者・法曹関係者等を社外取締役として複数選任し全体構成します。

監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹分野等にかかわる専門的知見を有する者等、全体のバランスを考慮して選任します。また、取締役・

監査役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役・社外監査役については「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準に照らし合わせて選任を行います。

(2) 執行役員の選任方針

当社は、執行役員の選任にあたり、「望ましい執行役員像」・「執行役員選任方針」を定め、必要な能力・資質、経験や実績のバランス等に関する基本的事項を定めており、これらの基準・方針に照らし合わせて選任を行います。

8. 役員に対するトレーニング方針

当社は、新任の社外取締役および社外監査役に対して、当社を取り巻く環境をより深く理解いただくため、当社および損害保険業界の現状、リスク管理、海外事業、生保事業等に関わる研修を行うとともに、社外取締役は執行部門とアクセスするさまざまな機会を通じて、継続的かつ実践的に事業の理解を深めています。また、業務執行取締役に対する役員勉強会を定期的に開催し、担当分野以外の知識を習得する場を設けるほか、監査役を含め、各種協会や諸団体等が実施する各種セミナーやエグゼクティブ研修に派遣する等のトレーニングを行います。

上記トレーニングについては執行役員も対象とするほか、次世代の経営層育成を目的として、外部の専門企業とも提携した教育プログラムを実施し、経営マインドやリーダーシップの醸成を図ります。

9. 役員報酬決定方針

当社は役員報酬を会社業績・企業価値向上の観点で重要な事項として位置づけ、以下のとおり役員報酬決定方針を定めます。

(1) 役員報酬に関わる基本理念（グループ共通）

- a. 優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度であること
- b. 役員報酬制度が事業戦略に整合したものであり、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高めること
- c. 単年度業績のみでなく、中長期的な業績や役員の取組を報酬に反映したものであること
- d. 当社および主要な子会社の報酬制度については、当社に設置する指名・報酬委員会での審議プロセスを通じて、ステークホルダーへの説明責任を果たしうる客観性・透明性および公正性が担保されていること

(2) 当社の役員報酬制度

当社の役員報酬制度は以下の内容を適用します。ただし、以下の内容を適用しない合理的な理由がある場合は、指名・報酬委員会が個別の報酬金額・構成について審議の上、取締役会に勧告を行い、取締役会が決定します。

また、指名・報酬委員会は、当社のすべての取締役および執行役員の報酬について、役員報酬予算を毎年審議の上、取締役会に勧告し、取締役会が決定します。取締役会はこの役員報酬予算の範囲内で、取締役・執行役員の報酬額を決定します。

a. 取締役の報酬構成および決定方法

取締役報酬は、月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成します。月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株）を決定します。

ただし、社外取締役に対する業績連動報酬および業績連動型株式報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を合算して支給します。

業績連動報酬および業績連動型株式報酬の概要は、以下d. e.記載の通りです。

b. 執行役員の報酬構成および決定方法

執行役員報酬は、月例報酬・業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成します。グループCEOの報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、実績・スキル等を反映して指名・報酬委員会が審議・勧告を行い、取締役会が決定します。グループCEO以外の執行役員の報酬金額・構成は、事業環境や役員報酬のマーケット水準を踏まえ、職務の重さや戦略的な位置づけ、実績・スキル等を反映して決定するものとします。

なお、月例報酬については定額の金額を、業績連動報酬および業績連動型株式報酬については、それぞれ基準額・基準ポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株）を決定します。

業績連動報酬および業績連動型株式報酬の概要は、以下d. e.記載の通りです。

c. 監査役の報酬

監査役報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とし、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

d. 業績連動報酬制度

当社は、役員報酬制度と事業戦略を整合させ、グループの成長に向けた役員の業績向上の意識を高める仕組みとして、業績連動報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

- 業績連動報酬は業績連動報酬基準額に、単年度の会社業績および個人業績を反映して決定します。
- 会社業績に適用する業績指標は、事業年度における修正連結利益、修正連結ROEとし、各指標の目標額（事業計画値）に対する実績に応じて係数を決定し、また、個人業績は、役員業績評価制度における評価結果に応じて係数を決定します。
- 業績連動報酬を支給する際に適用する係数は、上記会社業績の係数に、個人業績の係数を乗じて算出し、業績連動報酬基準額に当該適用係数を乗じて支給額を算出します。
- なお、事業オーナーの職務を担う役員およびその事業を担当する役員については、担当する事業の売上高や利益等を会社業績指標として反映します。

e. 業績連動型株式報酬制度

当社は、中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、その概要は以下の通りです。

- 業績連動型株式報酬は、業績連動型株式報酬基準ポイント数に、中長期的な株式価値および連結業績をマーケット対比で反映します。
- 株式価値については、過去3事業年度の当社株価の成長率とTOPIXの成長率を対比してマーケット対比指標係数を決定します。
- 連結業績については、保険業を中心としたグローバル企業をピアグループとし、過去3事業年度の連結純利益の成長率を対比してグローバル対比指標係数を決定します。
- 業績連動型株式報酬を支給する際に適用する係数は、上記マーケット対比指標係数に、グローバル対比指標係数を加算して算出し、業績連動型株式報酬基準ポイントに当該適用係数を乗じて支給ポイントを算出します。

10.情報開示

当社は、財務情報に加えて、経営戦略・経営課題、リスク、ガバナンスなどに関する非財務情報を、適時・適切・公平かつ正確に提供し、ステークホルダーに対する説明責任を果たします。また、必要な情報を正確・迅速に提供するために社内規程などの開示体制を整備します。

11.グループ会社管理方針

当社は、事業オーナー制およびグループC x O制のもと、グループ全体の事業を統括し、グループの企業価値の向上を図ります。そのために、当社は、社内規程の制定などの体制を整備して、グループ会社の経営管理を適切に行います。

当社は、グループ経営理念等およびグループ基本方針を策定しグループ会社に周知するほか、モニタリング等を通じて適切な経営管理を実施します。

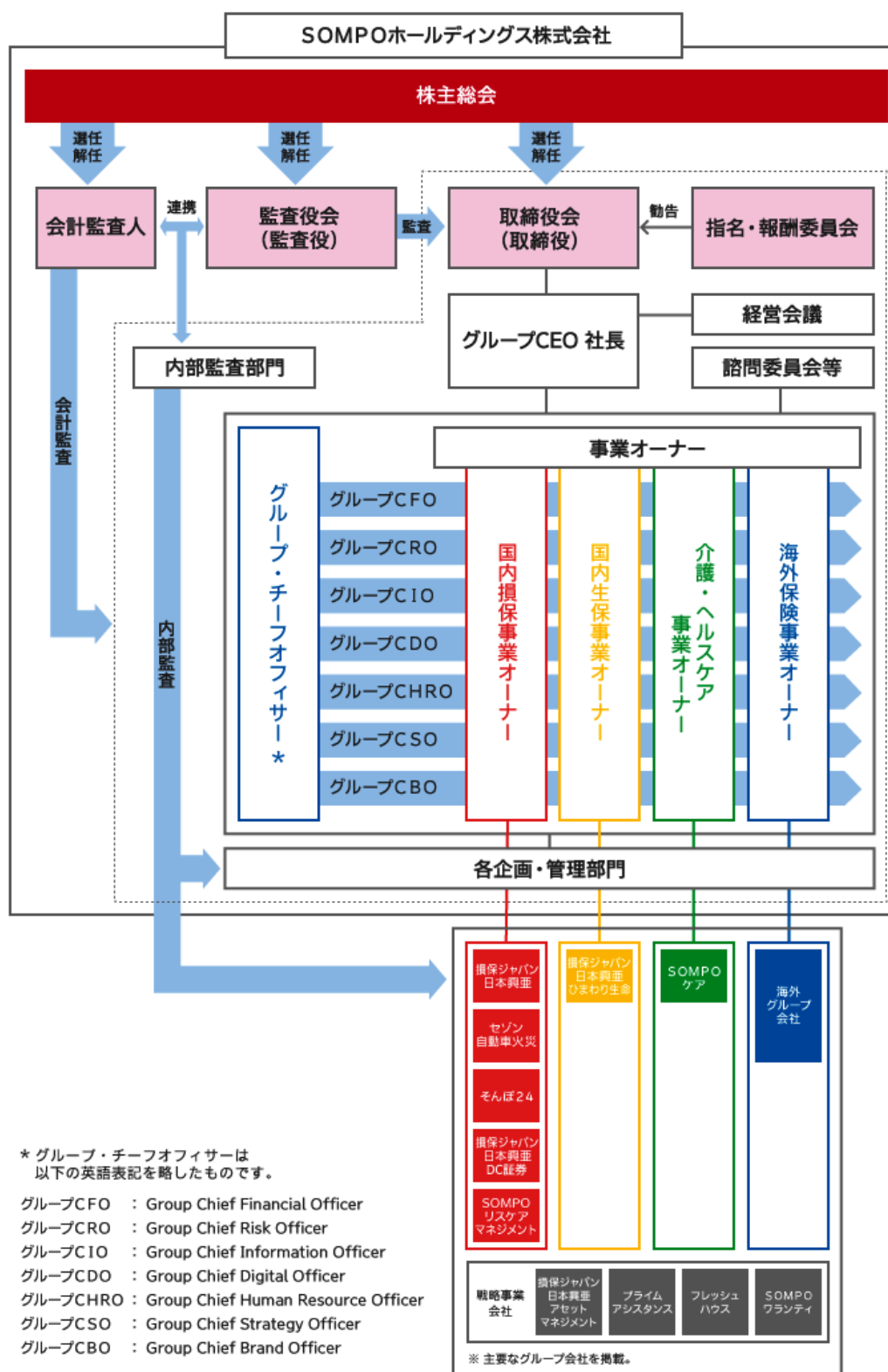
また、リスク管理態勢、法令等遵守態勢、利益相反管理態勢、顧客情報管理態勢、内部監査態勢などを適切に整備し、グループ会社の内部統制の実効性を確保します。

グループ会社は、グループ基本方針を遵守するとともに、グループ経営理念等に基づいた経営計画を策定するものとします。

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制

2018年7月1日現在



コーポレート・ガバナンス報告書

当社が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を掲載しております。

▶ [コーポレート・ガバナンス報告書\(PDF/455KB\)](#)

グループ・タックス・ポリシー

1.目的・法令遵守

SOMPOホールディングスグループは、「各国の法令を遵守して事業活動を行う」ことを基本方針の一つとしています。納税及び情報開示についても同様に、国、地域ごとの税務関連法令、国際機関等が公表している基準（OECD、EU、UNガイドライン等）に従い、税務コンプライアンスの維持・向上に努め、適切な納税を行い企業の社会的責任を果たします。

2.国際税務への対応

SOMPOホールディングスグループは、OECDによるBEPSの趣旨を理解し、税務ペナルティや二重課税による企業価値の毀損リスクの防止に努めています。

グループ間の国際取引は原則として、独立企業間価格で行い、国際的な所得の適正配分が実現するよう取り組んでいます。

3.適正な税負担の実現

SOMPOホールディングスグループは、企業価値最大化の観点から、税務リスクを極小化し、かつ、法令上または道義上に照らして公正な範囲内での税負担の軽減措置等の適切かつ効果的な利用に努めています。なお、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による過度な節税行為である租税回避は行っていません。

4.税務当局との関係

SOMPOホールディングスグループは、税務当局に誠意を持って事実に基づく説明・対応し、当局と良好な関係を維持するよう努めています。

適時適切な税務申告・納付、税務当局からの求めに応じた税務情報等の提出を通し、指摘事項について合意した事項については適切な是正及び改善措置を講じます。

内部統制システム構築

当社は、SOMPOホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の「内部統制基本方針」を取締役会決議により定めて、グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、「内部統制基本方針」に基づくグループの統制状況について、取締役会が定期的に確認し、体制の充実に努めております。

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンをグループ各社に示します。
- (2) 「SOMPOホールディングスグループ グループ会社経営管理基本方針」を定め、経営管理契約を締結するなどにより、当社が直接またはグループ会社を通じて、適切にグループ各社の経営管理を行うとともに、適切に株主権を行使します。
- (3) グループ各社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認・報告制度を整備します。
- (4) 当社グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定し、グループ各社に周知するとともに遵守を求めます。また、グループ各社に、事業実態に応じて規程を策定させるなど、これに基づく体制を整備させます。
- (5) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、当社グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 当社グループにおいて、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」および「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、当社グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの

周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

- (3) 事業年度ごとに「グループ コンプライアンス推進方針」を策定し、コンプライアンスに関する取り組みを計画的に推進するとともに、コンプライアンスの推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 当社グループにおいて、不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」を定め、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」を定め、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を定め、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、お客さまの情報の管理を適切に行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ セキュリティポリシー」を定め、当社グループにおける情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を整備します。
- (9) 「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、お客さまの利益を不当に害する利益相反取引を防止する体制を整備します。
- (10) 「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」を定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ERM基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたERM「戦略的リスク経営」を実践します。

- (1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの体制を整備します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。
- (2) グループ各社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) 当社グループの経営計画を策定し、グループ各社と共有します。
- (2) 当社グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 当社グループにおいて、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。
- (4) 当社グループにおいて規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ IT戦略基本方針」を定め、グループITガバナンスを策定し、グループITガバナンスを整備するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なグループシステムを構築します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」を定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、当社グループにおける外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 資産運用基本方針」を定め、当社グループの運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るためにグループERM・内部統制委員会を設置するほか、課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うためにグループ・チーフオフィサーまたは事業オーナーの諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、当社グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社グループにおいて必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社グループにおいて、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社グループの内部監査の実効性を確保するため、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、グループ全体として効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、「監査役スタッフに関する規程」を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。なお、グループ各社の役職員についても同様とします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ各社の監査役との連携およびグループ各社の役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力し、または監査を補助します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

内部統制システム運用状況概要

グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

1. 内部統制全般

- 当社は、グループの内部統制を有効に機能させるためにグループを統制する各種の基本方針を制定し、それらの運用状況を取締役会を通じて定期的に確認しながら、継続的に内部統制の改善を図っています。また、内部統制委員会を役員クラスで組成し、同委員会を通じてグループ内外の事象を分析しながら、グループの内部統制の強化に取り組んでいます。
- 各事業部門のトップを事業オーナーと位置づけ、事業オーナーに事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲し、スピード感を持った意思決定・業務戦略立案を行う体制にしています。また、グループCEOによる全体統括のもと、各機能領域の責任者としてグループ・チーフオフィサーを配置し、グループ全体の戦略・重要な課題の遂行などのグループ横串機能を発揮する体制にしています。

2. グループ会社管理体制

- 当社は、事業オーナー制を踏まえた承認・報告制度に基づき、グループ会社の経営計画等の重要事項を承認するとともに、計画の進捗状況やリスク事象の発生等の報告をグループ会社から受け、適宜対策を講じるなど、グループ全体の企業価値の向上を図るべく、グループ会社の経営管理を行っています。
- 当社は、グループの各種基本方針に基づくグループ各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

3. コンプライアンス体制

- 当社は、年度のグループのコンプライアンス推進方針を策定し、グループ会社各社に周知し、グループ各社においてその方針に基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
- 当社・グループ会社は内部通報・内部監査等の制度を整備して法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
- 内部通報においては、グループ全体の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
- グループ各社は、不適切事象を把握したときは、当該事象が発生した会社において適切に対応するとともに、当社も各社から報告を受けて、対応内容の適切性を確認し、必要に応じて支援・指導を行っています。
- 当社は、内部統制委員会を定期的に開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組の妥当性の検証を行っています。

4. 戦略的リスク経営（ERM）に関する体制

- 当社は、経営戦略や「グループERM基本方針」をグループ会社に周知徹底し、グループ各社は、当該基本方針を踏まえた規程を整備するなど、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
- 当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、事業毎に成長性や収益性を考慮して資本配賦を実施し、各事業では配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画や資本配賦の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
- 当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
- 当社は、グループERM推進委員会において戦略的リスク経営の実践・高度化および実効性のあるリスク管理態勢の構築・整備について経営論議を行っています。

5. 取締役職務執行体制

- 当社は、グループの中期経営計画および年度計画を策定するとともにグループ会社と共有し、各社においてもグループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定することを通して、グループとしての一体性を確保しています。
- 中期経営計画や、M&A方針の決定等、グループの経営に重大な影響を与える事項については、課題別委員会、経営会議で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

6. 監査役の監査体制

- 当社は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配置しています。
- 当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。
- 当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
- 当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
- 当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、グループの課題認識等について意見交換を実施しています。また、監査役はグループ会社に対する往査等を実施し、当該会社の代表者等および監査役と情報交換を行っています。

社内外の監査・検査

当社では、監査役、内部監査部門および社外の監査法人による監査を実施しています。

社内外の監査・検査

社内の監査としては、監査役による会社法上の監査と、内部監査部門による内部監査を行っています。

社外の監査としては、会社法・金融商品取引法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく内部統制監査を監査法人（新日本有限責任監査法人）より受けています。

このほか、保険業法の定めにより、金融庁の検査を受けることとなっています。

内部監査

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」を定めています。この基本方針に基づき、経営目標の効果的な達成に資する実効性のある内部監査を実施しています。当社およびグループ会社の内部監査部門は、内部監査計画を定め、経営諸活動の適切性・有効性・効率性を検証し、把握した問題点等について指摘・提言および改善に向けたフォローアップを実施し、それぞれの取締役会に報告しています。さらに、当社の内部監査部門は、各社の内部監査の実施状況のうち重要な事項を当社の取締役会に報告しています。

事業オーナー制およびグループ・チーフオフィサー制

当グループは、グループCEOによる全体統括のもと、敏捷かつ柔軟にグループベストの意思決定および業務遂行を行い、グループ全体の企業価値の向上を図るため、「事業オーナー制」および「グループ・チーフオフィサー（以下、「グループCxO」という。）制」を導入しています。



グループCEOは、当社グループの経営全般を統括する最高責任者として、非連続な環境変化に対し、敏捷かつ柔軟にグループ経営を行うために、各事業部門の最高責任者である事業オーナーおよびグループ全体の各機能領域の最高責任者であるグループCxOを戦略的に置き、グループの経営全般を統括します。

事業オーナー制では、事業部門の最高責任者として、国内損保事業オーナー、国内生保事業オーナー、介護・ヘルスケア事業オーナーおよび海外保険事業オーナーを置き、事業オーナーに事業戦略立案、投資判断および人材配置などの権限を委譲し、お客さまにより近い事業部門において、敏捷かつ迅速な意思決定および業務遂行を行います。

グループCxO制では、グループ全体の各機能領域における最高責任者として、グループCFO（ファイナンス領域）、グループCRO（リスク管理領域）、グループCIO（IT領域）、グループCDO（デジタル領域）、グループCHRO（人事領域）、グループCSO（戦略領域）およびグループCBO（ブランド領域）を置き、各機能領域におけるグループ全体の統括を担い、敏捷かつ柔軟にグループベストの意思決定およびグループ横断での業務遂行を行います。

- * グループチーフオフィサーは以下の英語表記を略したものです。
- グループC F O : Group Chief Financial Officer
 - グループC R O : Group Chief Risk Officer
 - グループC I O : Group Chief Information Officer
 - グループC D O : Group Chief Digital Officer
 - グループC H R O : Group Chief Human Resource Officer
 - グループC S O : Group Chief Strategy Officer
 - グループC B O : Group Chief Brand Officer

コンプライアンス

当社グループは、各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指します。

▶ コンプライアンスへの取り組み

▶ 反社会的勢力への対応

▶ 利益相反取引の管理

▶ お客さま情報の保護

コンプライアンスへの取り組み

SOMPOホールディングスグループのコンプライアンスへの取り組み

当社グループは、各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指します。

SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針（概要）

当社グループは、次の方針に基づいて法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った企業活動を実現します。

1. コンプライアンスを事業運営の大前提とします
コンプライアンスを軽視して得た利益に持続可能性がないことを深く認識し、コンプライアンスを事業運営の大前提とします。
2. 役職員のコンプライアンス意識を醸成・高揚します
役職員が法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った行動をとるよう、コンプライアンスを重視する意識を醸成・高揚します。
3. コンプライアンスの徹底に向けて計画的に取り組めます
コンプライアンスの徹底には継続的で不断的努力が必要であることを深く認識し、その実現に向けて計画的に取り組めます。
4. 問題を早期に把握し、迅速に対応します
事業運営に伴うコンプライアンス上の問題の発生に備えて、早期に把握する体制を整備し、問題が発生したときは迅速かつ適切に対応します。

SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範

SOMPOホールディングスグループの役職員等は、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、次に掲げる行動規範を遵守して行動します。

1. 法令および社内ルール等を遵守し、社会規範および企業倫理に基づき、良識を持って誠実に行動します。
2. 会社の利益を不当に害さないよう行動します。
3. 常に公私の別を明らかにして行動します。
4. 職務に関し、金銭、物品、供応等の利益を不当に授受することなく、社会一般の常識に則って行動します。
5. 職務を通じて知り得た顧客情報、機密に関する情報等を他に漏洩することなく適切に管理します。

6. 業務上知り得た未公開の重要情報を、会社および個人の資産運用あるいは私的経済行為に利用（インサイダー取引）することなく、適切に管理します。
7. 役職員等が行ったコンプライアンスに反する行為を見逃したり、隠したりせず、適正に対処します。
8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、組織として対応し、毅然とした態度で臨みます。
9. 一切の差別・ハラスメントを行わず、あらゆる局面で人間尊重を基本として行動します。

反社会的勢力への対応

SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針（概要）

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

1. 反社会的勢力との関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

2. 不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

3. 裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

利益相反取引の管理

SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針（概要）

当社は、当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

1. 管理対象取引の特定

- (1) 当社グループ金融機関の行う次に掲げるような種類の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（SOMPOホールディングスおよび「別表」に掲げる当社グループ金融機関をいいます。）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。
 - お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
 - お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
 - 当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
 - 当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為
- (2) 管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

2. 管理対象取引の管理

- (1) 管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。
 - ① 管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
 - ② 管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
 - ③ 管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
 - ④ 管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

<別表>

1. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
2. 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
3. セゾン自動車火災保険株式会社
4. そんぽ24損害保険株式会社
5. 日立キャピタル損害保険株式会社
6. 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

お客さま情報の保護

当社は、個人情報保護法および関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取扱いを実践するために、「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を定めています。

当社グループは、基本方針に基づき、顧客情報管理態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。

また、以下のとおり、「SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」および「SOMPOホールディングス 個人情報保護宣言」を定め、当社のホームページ上に公表しています。

▶ [SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー](#)

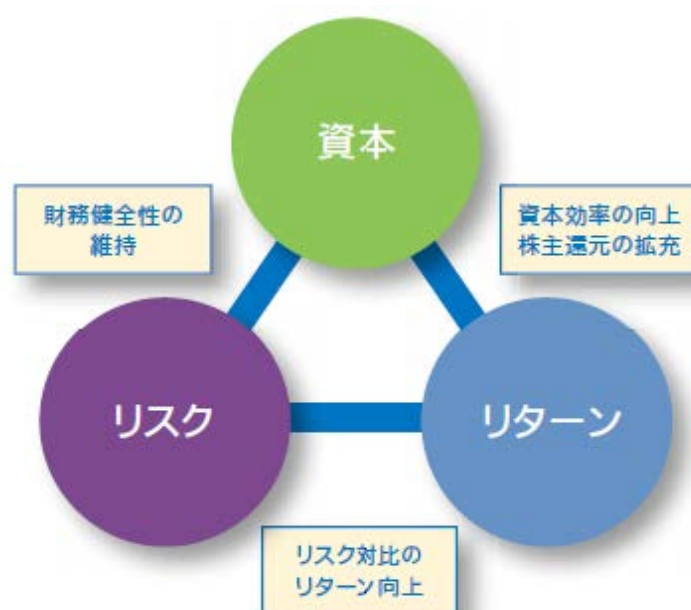
▶ [SOMPOホールディングス 個人情報保護宣言](#)

戦略的リスク経営 (ERM)

当社グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し続けるために、財務の健全性を確保しつつ、企業価値の向上を目指しています。

「戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）」では、グループの企業価値の最大化を目的として、資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールし、財務健全性の確保、資本効率の向上、リスク対比の収益性向上を実現します。

また、戦略的リスク経営の基盤として、グループ全体であらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールする一連のリスクコントロールシステムを構築し、リスクの発現時に、的確に対応できる態勢を整備しています。



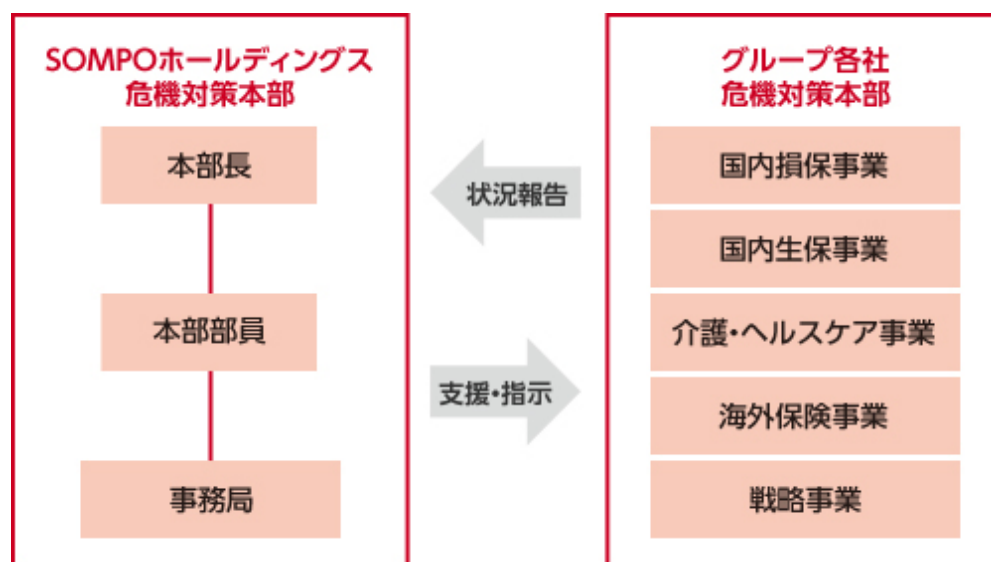
▶ 戦略的リスク経営（ERM）の運営

▶ 戦略的リスク経営（ERM）の発展

SOMPOホールディングスグループの危機管理 (業務継続体制)

SOMPOホールディングスグループでは、大規模な自然災害などの危機が発生した際にも、事業の社会的使命を認識し、各事業における重要業務の継続を実現するために、「SOMPOホールディングスグループ業務継続体制構築基本方針」を制定しています。グループ各社は、この方針に従い、危機管理の統括組織を設置するとともに危機対応体制を整備し、訓練や自主点検などを通じてこれを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制の構築に努めています。

SOMPOホールディングスは、危機発生時にグループ全体の危機対応の統括組織として、グループCEOを本部長とするSOMPOホールディングス危機対策本部を組成し、グループ全体の危機情報の収集や把握、判断を行うとともに、グループ各社が業務継続を実現するために必要な連携を行います。



中核事業会社である損保ジャパン日本興亜では、損害保険会社としての社会的責任を果たすために、保険事故受付業務、保険金などのお支払業務、契約変更・更改業務の3つを、継続すべき重要業務と位置づけています。そして、自然災害などが発生した際にも、これら重要業務を災害発生から24時間以内に復旧させることを目標とする業務継続計画を制定しています。

業務継続体制については、実践的なさまざまな訓練を実施することで実効性向上を図るとともに、自主点検や外部コンサルタントによる評価などを通して、適宜、改善に取り組んでいます。

なお、損保ジャパン日本興亜では、平時から社長を本部長とする「危機管理推進本部」を設置し、業務継続体制の整備に取り組んでいます。危機発生時には、「危機管理推進本部」が「危機対策本部」に移行し、危機統治を行います。

▶ 損保ジャパン日本興亜「危機管理（業務継続体制）」 

バリューチェーン

当社グループは、グループの事業活動に影響を与えるステークホルダーの皆さまとのエンゲージメントを通じて、サステナブルな価値を提供することを目指しています。

当グループが展開する事業活動のうち、96.2%の売上げを構成する保険事業（国内損保事業、国内生保事業、海外保険事業）のバリューチェーンを紹介します。

